

熊谷市告示（乙）第 213 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、
公金の収納に関する事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年9月28日

熊谷市長 小林 哲也



記

1 指定公金事務取扱者の名称

株式会社 三幸コミュニティマネジメント

2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地

東京都板橋区板橋二丁目64番6号 TUKビル2階

3 公金の事務の種類

公金の徴収又は収納に関する事務のうち、熊谷市役所江南庁舎総合管理業務委託（令和8年9月1日契約締結）仕様書 第4章 5火葬場使用料及び斎場使用料の規定による本市で火葬する場合及び斎場を利用する場合の熊谷市立葬斎施設条例（平成17年条例第174号）別表に定める火葬場及び斎場使用料

4 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和8年9月25日

5 収納事務を委託する期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで